

# クラウドコンピューティングに関連する著作権法、特許法上の問題

2012年5月29日

水谷法律特許事務所  
弁護士 岩原将文

# はじめに

## 1 クラウドコンピューティングの概念

- (1) クラウドコンピューティングの定義
- (2) クラウドコンピューティングの特徴
- (3) クラウドコンピューティングの構築モデル
- (4) クラウドコンピューティングのサービスモデル
- (5) クラウドコンピューティングを実現する技術

## 2 クラウドに関連する著作権法上の問題

- (1) エンドユーザがクラウドに指示したことにより行われる複製ないし配信
- (2) クラウドの内部的な処理として行われる複製
- (3) クラウドの利用とは直接の関係なく行われるクラウド上コンテンツ等の複製

## 3 クラウドに関する特許法上の問題

# 1 クラウドコンピューティングの概念

## (1) クラウドコンピューティングの定義

- ① NIST Special Publication 800-145 "The NIST Definition of cloud computing"
- ② 総務省「クラウドコンピューティング自体のデータセンター活性化策に関する検討会 報告書(2010年5月)」
- ③ 経済産業省「クラウドコンピューティングと日本の競争力に関する研究会 報告書」(2010年8月)
- ④ 経済産業省「クラウドサービス利用のための情報セキュリティマネジメントガイドライン」(2011年4月)

# 1 クラウドコンピューティングの概念

## (2) クラウドコンピューティングの特徴

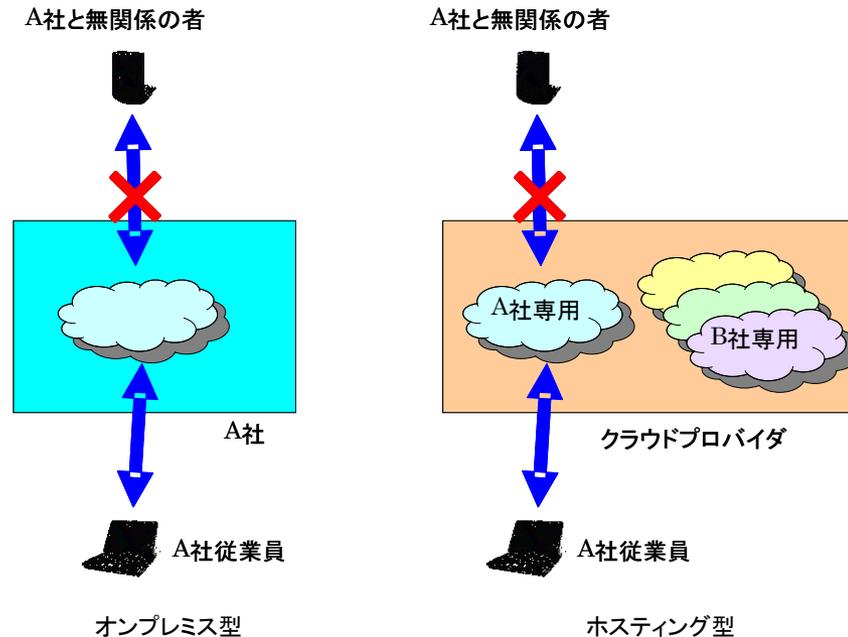
- ① On-demand self-service (セルフサービス)
- ② Broad network access (多様な端末からのネットワークアクセス)
- ③ Resource pooling (リソースの集中管理)
- ④ Rapid elasticity (迅速かつ柔軟なリソース提供)
- ⑤ Measured service (単位化されたリソース提供)

# 1 クラウドコンピューティングの概念

## (3) クラウドコンピューティングの構築モデル

### ① プライベートクラウド

特定の企業等が、他者のシステムと物理的に分離して専用のクラウドを構築する形態



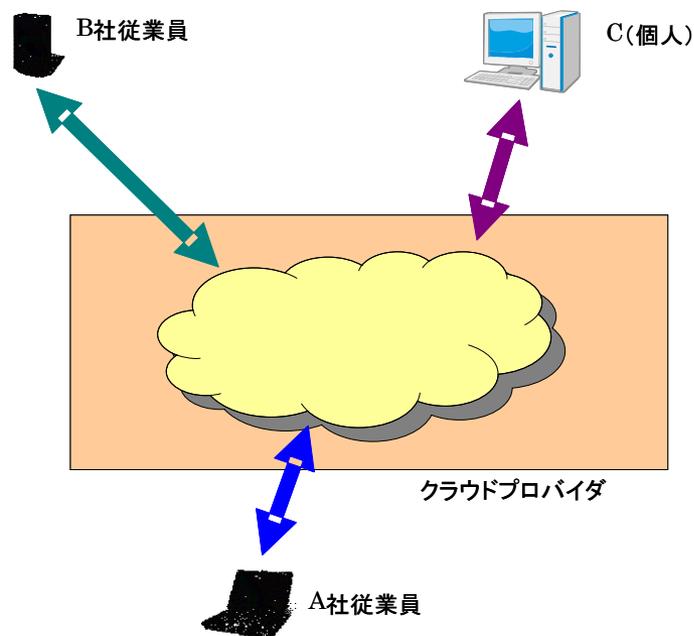
プライベートクラウドの概念図

# 1 クラウドコンピューティングの概念

## (3) クラウドコンピューティングの構築モデル

### ②パブリッククラウド

多数の一般ユーザが同一クラウドを利用することを前提として、クラウドプロバイダが所有するデータセンター等に構築される形態



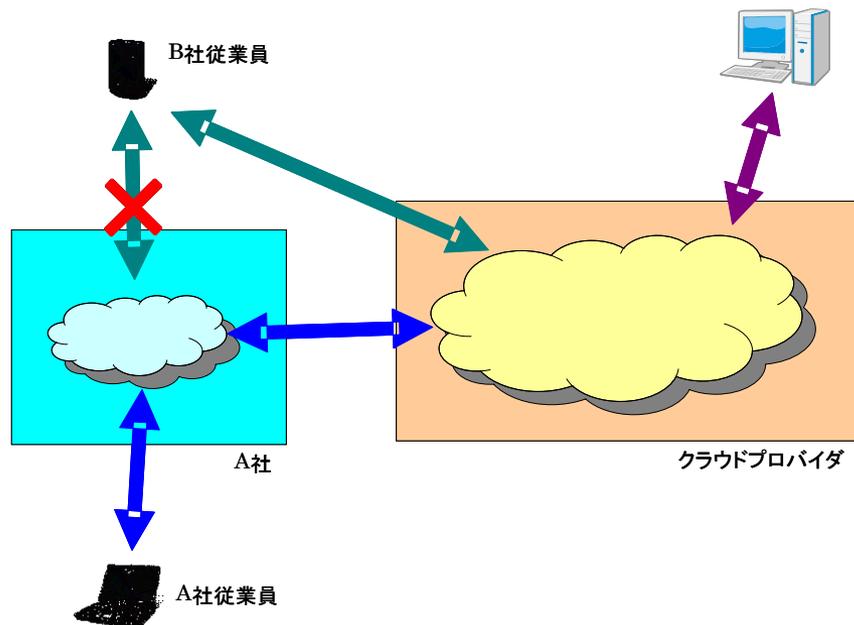
パブリッククラウドの概念図

# 1 クラウドコンピューティングの概念

## (3) クラウドコンピューティングの構築モデル

### ③ハイブリッドクラウド

パブリッククラウドとプライベートクラウドのように、複数の構築モデルを組み合わせた形態



ハイブリッドクラウドの概念図

# 1 クラウドコンピューティングの概念

## (3) クラウドコンピューティングの構築モデル

### ④ コミュニティクラウド

特定のグループや企業群の利用者のみが利用できる専用のクラウドを構築する形態

### ⑤ マルチクラウド

複数のクラウドを構築し、これらを連携させる形態

# 1 クラウドコンピューティングの概念

## (4) クラウドコンピューティングのサービスモデル

### ①IaaS (Infrastructure as a Service)

ネットワーク、CPUやメモリのサーバコンピュータ、ストレージといった主にハードウェアに関するコンピュータリソースを、ネットワークを通じて利用させるサービスモデル

### ②Paas (Platform as a Service)

アプリケーションソフトを開発・運用するプラットフォームをネットワークを通じて利用させるサービスモデル

### ③Saas (Software as a Service)

アプリケーションソフトを、ネットワークを通じて利用させるサービスモデル

アプリケーション	利用者を用意	利用者を用意	クラウドが用意
ミドルウェア	利用者を用意	クラウドが用意	クラウドが用意
OS	クラウドが用意	クラウドが用意	クラウドが用意
ハードウェア	クラウドが用意	クラウドが用意	クラウドが用意
	IaaS	Paas	Saas

利用者を用意  
 クラウドが用意

各サービスモデルの概念図

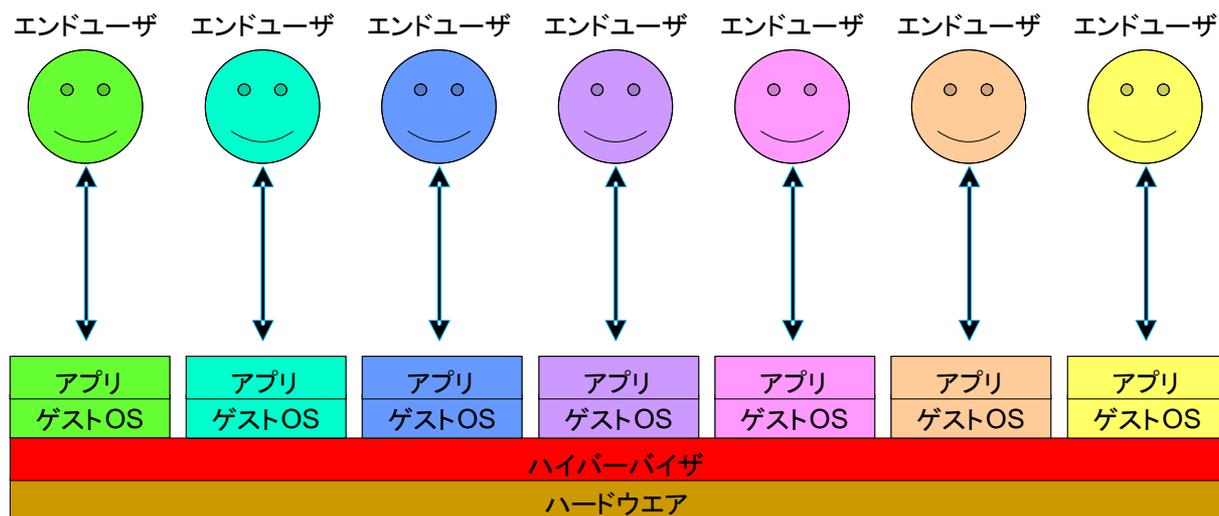
# 1 クラウドコンピューティングの概念

## (5) クラウドコンピューティングを実現する技術

### ① 仮想化

サーバ仮想化により、1台の物理的なサーバ上に、相互に影響しない複数の仮想サーバが動作する。

このため、1台の物理的なサーバを複数の利用者が共有して利用することになるものの、各利用者間には全く無関係に仮想サーバを利用していることになる。



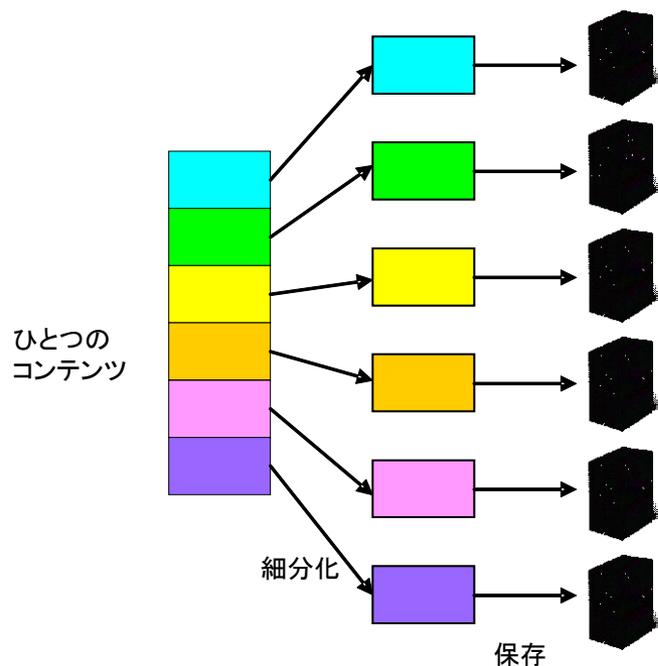
サーバ仮想化の模式図(完全仮想型のハイパーバイザ型)

# 1 クラウドコンピューティングの概念

## (5) クラウドコンピューティングを実現する技術

### ②分散処理

分散処理により、各利用者による物理的なサーバやストレージの利用状況が渾然一体となるため、あるデータがどのストレージにあるか、ある処理がどのサーバで行われているかを把握することは、極めて困難な状態となる。



分散処理の例(分散して保存)

## 2 クラウドコンピューティングに関連する著作権法上の問題

### (1) エンドユーザがクラウドに指示したことにより行われる複製ないし配信

ア. エンドユーザが複製権等を侵害しているか否かについて

(ア) エンドユーザが個人ユーザである場合

以下の場合に、私的使用のための複製として、複製権侵害を構成しないと考えられる。

- ① 個人ユーザが、
- ② 自己または家庭内その他これに準ずる限られた範囲において使用する目的で、クラウドにプログラムをインストールしたり、コンテンツをアップロードしたり、上記の範囲で使用する目的で、クラウドからコンテンツをダウンロードする行為については、
- ③ 専らコンテンツをダウンロードさせる機能を有するものではないクラウドを利用している場合

(イ) エンドユーザが法人等であり、個人ユーザでない場合

私的使用のための複製に該当せず、複製権侵害を構成すると考えられる。

## 2 クラウドコンピューティングに関連する著作権法上の問題

(1) エンドユーザがクラウドに指示したことにより行われる複製ないし配信

イ. クラウドプロバイダが複製権等を侵害しているか否かについて

コンピュータリソースを所有や管理しているクラウドプロバイダについても、上記インストール等を行っている利用行為主体と評価され、エンドユーザによるクラウドへのアップロードが複製権侵害、送信可能化権侵害を構成しないか、クラウドからコンテンツを配信することが公衆送信権侵害を問題となる。

## 2 クラウドコンピューティングに関連する著作権法上の問題

### (1) エンドユーザがクラウドに指示したことにより行われる複製ないし配信

#### イ. クラウドプロバイダが複製権等を侵害しているか否かについて

##### (ア) クラウドプロバイダの複製行為における利用行為主体性(総論)

##### ロクラクⅡ事件最高裁判決

「放送番組等の複製物を取得することを可能にするサービスにおいて、サービスを提供する者(以下「サービス提供者」という。)が、その管理、支配下において、テレビアンテナで受信した放送を複製の機能を有する機器(以下「複製機器」という。)に入力して、当該複製機器に録画の指示がされると放送番組等の複製が自動的に行われる場合には、その録画の指示を当該サービスの利用者がするものであっても、サービス提供者はその複製の主体であると解するのが相当である。すなわち、複製の主体の判断に当たっては、複製の対象、方法、複製への関与の内容、程度等の諸要素を考慮して、誰が当該著作物の複製をしているといえるかを判断するのが相当であるところ、上記の場合、サービス提供者は、単に複製を容易にするための環境等を整備しているにとどまらず、その管理、支配下において、放送を受信して複製機器に対して放送番組等に係る情報を入力するという、複製機器を用いた放送番組等の複製の実現における枢要な行為をしており、複製時におけるサービス提供者の上記各行為がなければ、当該サービスの利用者が録画の指示をしても、放送番組等の複製をすることはおよそ不可能なのであり、サービス提供者を複製の主体というに十分であるからである。」

## 2 クラウドコンピューティングに関連する著作権法上の問題

### (1) エンドユーザがクラウドに指示したことにより行われる複製ないし配信

イ. クラウドプロバイダが複製権等を侵害しているか否かについて

(ア) クラウドプロバイダの複製行為における利用行為主体性(総論)

ロクラクⅡ事件最高裁判決

判決は、複製行為について、

- ① 複製対象を用意する行為
- ② 当該複製対象を複製する行為

の2つに分けたうえで、上記②は複製行為の環境等の整備行為にすぎないものの、上記①は複製に枢要な行為であると判断したものと考えられる。

ただし、上記②であっても、複製対象を複製するにあたり、一般ユーザでは行うことが容易とはいえないファイルへの変換を行う等、誰でも行うことが容易ではない行為や、機械的とはいえない行為が必要となる場合には、上記②を行う者が利用行為主体であると判断される余地はあるものと考えられる。

## 2 クラウドコンピューティングに関連する著作権法上の問題

### (1) エンドユーザがクラウドに指示したことにより行われる複製ないし配信

イ. クラウドプロバイダが複製権等を侵害しているか否かについて

(ア) クラウドプロバイダの複製行為における利用行為主体性(総論)

ロクラクⅡ事件最高裁判決

本判決を前提とすると、

クラウドプロバイダが常に利用行為主体と評価されるわけではなく、複製の対象、方法、複製への関与の内容、程度等の諸要素を考慮して、クラウドプロバイダが当該複製された著作物の複製をしているといえる場合に限られるものであり、クラウドプロバイダが、複製行為の対象を選択、収集する行為を管理、支配下において行っている場合や複製行為にあたり特殊な処理をしている場合には、クラウドプロバイダが利用行為主体と評価されることが多いと考えられる。

## 2 クラウドコンピューティングに関連する著作権法上の問題

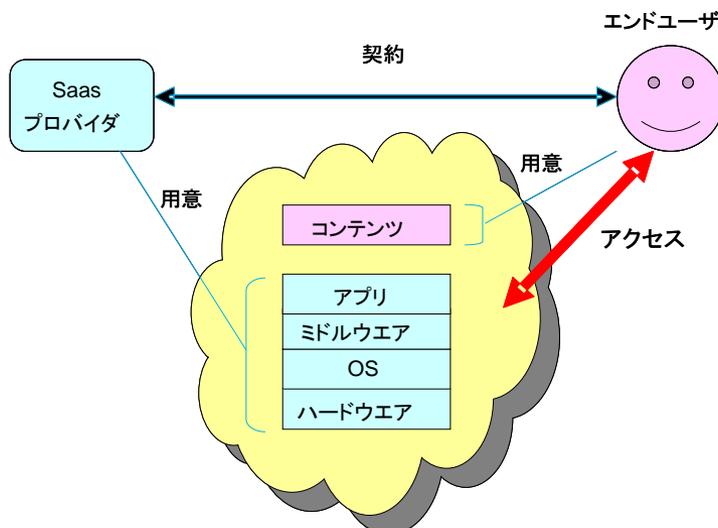
### (1) エンドユーザがクラウドに指示したことにより行われる複製ないし配信

イ. クラウドプロバイダが複製権等を侵害しているか否かについて

(イ) クラウドプロバイダの複製行為における利用行為主体性(各論)

a. SaaSプロバイダのみがクラウドを構築している場合

エンドユーザが自ら用意したコンテンツをアップロードすることにより、クラウド側で特別な処理を行うことなく保存され、エンドユーザの求めに応じて保存されたコンテンツをダウンロードさせるSaaSの場合には、SaaSプロバイダの利用行為主体性が否定される場合が多いと考えられる。



SaaSのみでクラウドが構築されている場合

## 2 クラウドコンピューティングに関連する著作権法上の問題

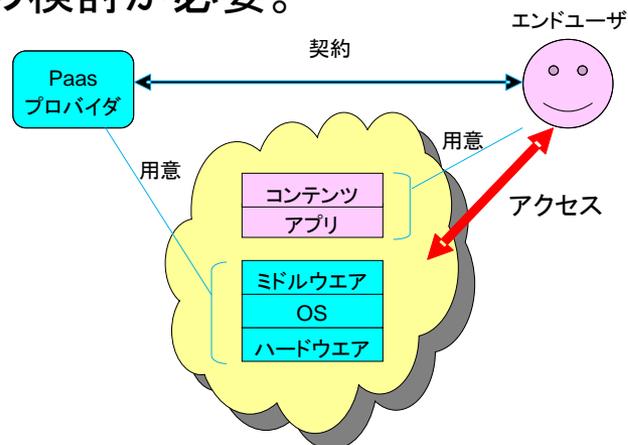
### (1) エンドユーザがクラウドに指示したことにより行われる複製ないし配信

#### イ. クラウドプロバイダが複製権等を侵害しているか否かについて

##### (イ) クラウドプロバイダの複製行為における利用行為主体性(各論)

##### b. PaaSプロバイダとエンドユーザが重層的にクラウドを構築している場合

PaaSプロバイダは、行為主体性が否定されることが前述のSaaSプロバイダの場合よりも更に多くなると考えられるが、コンテンツのアップロードやダウンロードに関する特別の機能をミドルウェアとして提供しているPaaSにおいては、前述したSaaSのみでクラウドが構築されている場合におけるSaaSと同様の検討が必要。



PaaSプロバイダとエンドユーザが重層的にクラウドを構築している場合

## 2 クラウドコンピューティングに関連する著作権法上の問題

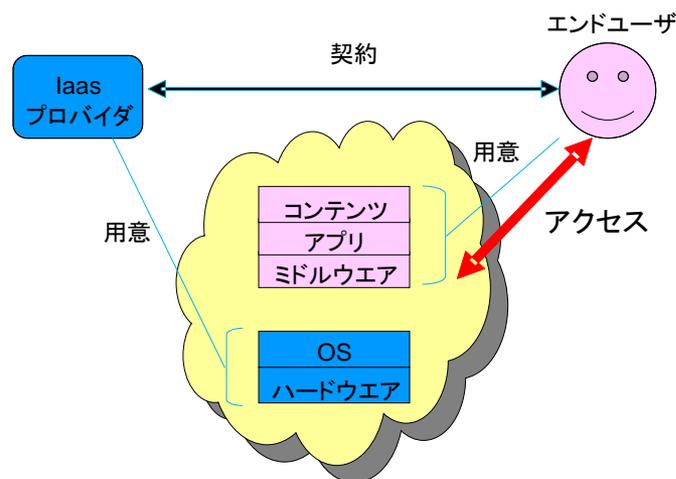
### (1) エンドユーザがクラウドに指示したことにより行われる複製ないし配信

イ. クラウドプロバイダが複製権等を侵害しているか否かについて

(イ) クラウドプロバイダの複製行為における利用行為主体性(各論)

c. IaaSプロバイダとエンドユーザが重層的にクラウドを構築している場合

Paasプロバイダとエンドユーザでクラウドが構築される場合とほぼ同様であるが、IaaSが複製の利用行為主体と評価されることは、前述のPaasプロバイダの場合と比べても、更に例外的な場合に限られると考えられる。



IaaSプロバイダとエンドユーザが重層的にクラウドを構築している場合

## 2 クラウドコンピューティングに関連する著作権法上の問題

### (1) エンドユーザがクラウドに指示したことにより行われる複製ないし配信

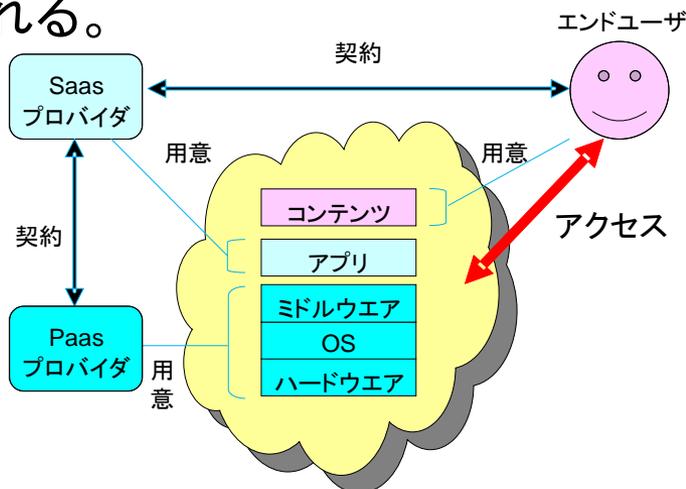
イ. クラウドプロバイダが複製権等を侵害しているか否かについて

(イ) クラウドプロバイダの複製行為における利用行為主体性(各論)

d. PaaSプロバイダとSaaSプロバイダが重層的にクラウドを構築している場合

原則として、a、bと同様と考えられる。

ただし、場合によっては、PaaSプロバイダとSaaSプロバイダが共同して、複製の利用行為主体と評価されるおそれがあると考えられる。



PaaSプロバイダとSaaSプロバイダが重層的にクラウドを構築している場合

## 2 クラウドコンピューティングに関連する著作権法上の問題

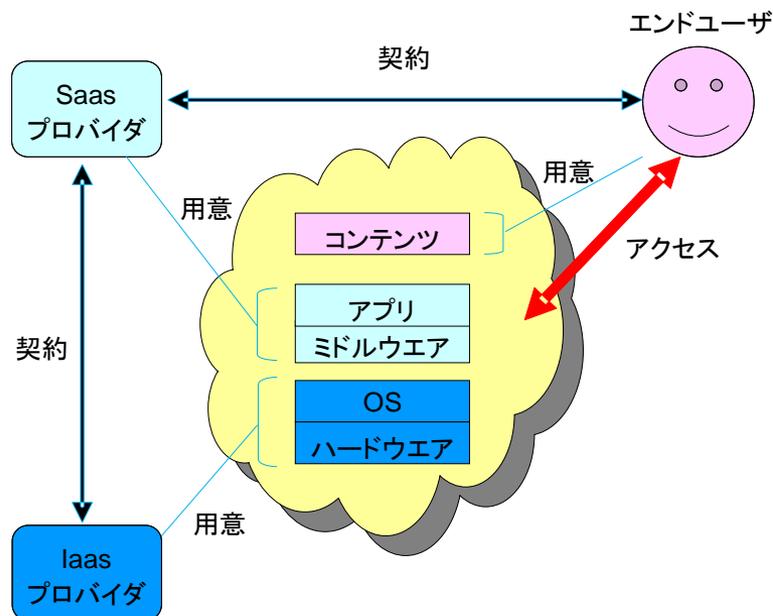
### (1) エンドユーザがクラウドに指示したことにより行われる複製ないし配信

イ. クラウドプロバイダが複製権等を侵害しているか否かについて

(イ) クラウドプロバイダの複製行為における利用行為主体性(各論)

e. IaaSプロバイダとSaaSプロバイダが重層的にクラウドを構築している場合

dと同様と考えられる。



IaaSプロバイダとSaaSプロバイダが重層的にクラウドを構築している場合

## 2 クラウドコンピューティングに関連する著作権法上の問題

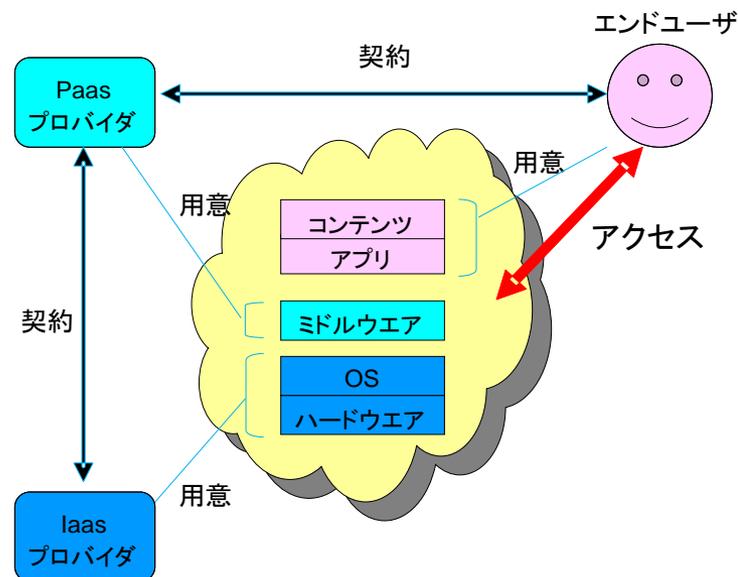
### (1) エンドユーザがクラウドに指示したことにより行われる複製ないし配信

イ. クラウドプロバイダが複製権等を侵害しているか否かについて

(イ) クラウドプロバイダの複製行為における利用行為主体性(各論)

f. IaaSプロバイダ、PaaSプロバイダ、エンドユーザが重層的にクラウドを構築している場合

b、cと同様と考えられる。



IaaSプロバイダ、PaaSプロバイダ、エンドユーザが重層的にクラウドを構築している場合

## 2 クラウドコンピューティングに関連する著作権法上の問題

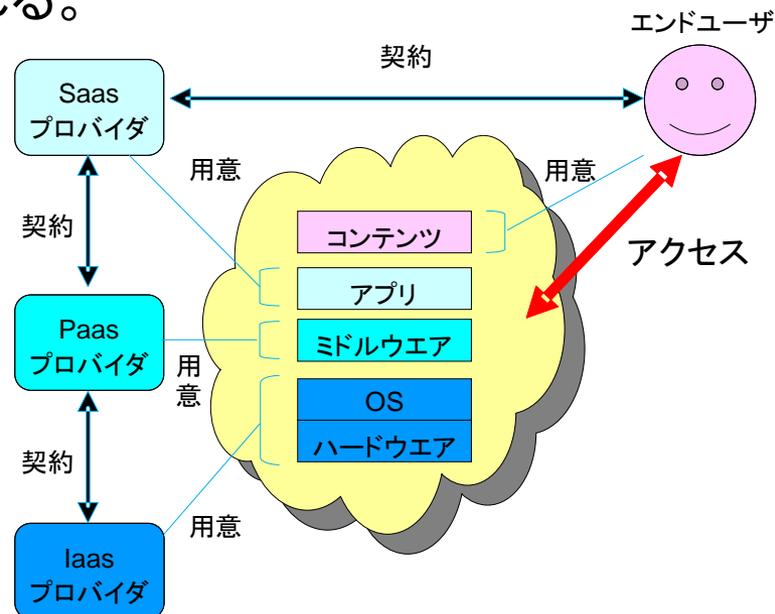
### (1) エンドユーザがクラウドに指示したことにより行われる複製ないし配信

イ. クラウドプロバイダが複製権等を侵害しているか否かについて

(イ) クラウドプロバイダの複製行為における利用行為主体性(各論)

g. IaaSプロバイダ、PaaSプロバイダ、SaaSプロバイダが重層的にクラウドを構築している場合

d、eと同様と考えられる。



IaaSプロバイダ、PaaSプロバイダ、SaaSプロバイダが重層的にクラウドを構築している場合

## 2 クラウドコンピューティングに関連する著作権法上の問題

(1) エンドユーザがクラウドに指示したことにより行われる複製ないし配信

イ. クラウドプロバイダが複製権等を侵害しているか否かについて

(ア) クラウドプロバイダの送信行為における利用行為主体性

まねきTV事件最高裁判決

「自動公衆送信が、当該装置に入力される情報を受信者からの求めに応じ自動的に送信する機能を有する装置の使用を前提としていることに鑑みると、その主体は、当該装置が受信者からの求めに応じ情報を自動的に送信することができる状態を作り出す行為を行う者と解するのが相当であり、これに継続的に情報が入力されている場合には、当該装置に情報を入力する者が送信の主体であると解するのが相当である。」

## 2 クラウドコンピューティングに関連する著作権法上の問題

### (1) エンドユーザがクラウドに指示したことにより行われる複製ないし配信

イ. クラウドプロバイダが複製権等を侵害しているか否かについて

#### (ア) クラウドプロバイダの送信行為における利用行為主体性

まねきTV事件最高裁判決とロクラクⅡ事件最高裁判決は、送信行為かかの違いはあるものの、少なくとも、送信または複製にかかるコンテンツを自動処理する装置における利用行為主体性の判断基準は同じであると考えられる。



クラウドプロバイダの送信行為における利用行為主体性については、前述したクラウドプロバイダの複製行為における利用行為主体性と同様であると考えられる。

## 2 クラウドコンピューティングに関連する著作権法上の問題

### (1) エンドユーザがクラウドに指示したことにより行われる複製ないし配信

イ. クラウドプロバイダが複製権等を侵害しているか否かについて

(ア) クラウドプロバイダの複製行為における利用行為主体性

ロクラクⅡ事件最高裁判決

本判決を前提とすると、

クラウドプロバイダが常に利用行為主体と評価されるわけではなく、複製の対象、方法、複製への関与の内容、程度等の諸要素を考慮して、クラウドプロバイダが当該複製された著作物の複製をしているといえる場合に限られるものであり、クラウドプロバイダが、複製行為の対象を選択、収集する行為を管理、支配下において行っている場合や複製行為にあたり特殊な処理をしている場合には、クラウドプロバイダが利用行為主体と評価されることが多いと考えられる。

## 2 クラウドコンピューティングに関連する著作権法上の問題

(1) エンドユーザがクラウドに指示したことにより行われる複製ないし配信

イ. クラウドプロバイダが複製権等を侵害しているか否かについて

(イ) クラウドコンピューティングにおける公衆送信性

クラウドコンピューティングにおいては、前述したとおり、一般的には、仮想化されたコンピュータリソースが各利用者毎に作られることが多いため、クラウドとエンドユーザは1対1に関係づけられている。

他方、仮想化や分散技術が利用されている場合、クラウドとエンドユーザの関係は、少なくとも物理的なコンピュータリソースに着目すれば、多対多の関係になっているとみることもできる。

上記の特質に鑑みると、クラウドからエンドユーザにコンテンツが配信されている場合、当該配信は自動公衆送信に該当しないか問題となる。

## 2 クラウドコンピューティングに関連する著作権法上の問題

### (1) エンドユーザがクラウドに指示したことにより行われる複製ないし配信

#### イ. クラウドプロバイダが複製権等を侵害しているか否かについて

##### (イ) クラウドコンピューティングにおける公衆送信性

###### まねきTV事件最高裁判決

「公衆の用に供されている電気通信回線に接続することにより、当該装置に入力される情報を受信者からの求めに応じ自動的に送信する機能を有する装置は、これがあらかじめ設定された単一の機器宛てに送信する機能しか有しない場合であっても、当該装置を用いて行われる送信が自動公衆送信であるといえるときは、自動公衆送信装置に当たるといふべきである。」

「何人も、被上告人との関係等を問題にされることなく、被上告人と本件サービスを利用する契約を締結することにより同サービスを利用することができるのであって、送信の主体である被上告人からみて、本件サービスの利用者は不特定の者として公衆に当たるから、ベースステーションを用いて行われる送信は自動公衆送信であり、したがって、ベースステーションは自動公衆送信装置に当たる。そうすると、インターネットに接続している自動公衆送信装置であるベースステーションに本件放送を入力する行為は、本件放送の送信可能化に当たるといふべきである。」

## 2 クラウドコンピューティングに関連する著作権法上の問題

(1) エンドユーザがクラウドに指示したことにより行われる複製ないし配信

イ. クラウドプロバイダが複製権等を侵害しているか否かについて

(イ) クラウドコンピューティングにおける公衆送信性

まねきTV事件最高裁判決を前提とすれば、エンドユーザに向けてコンテンツの配信が行われるクラウドにおいては、原則として公衆送信性が認められると考えられる。

## 2 クラウドコンピューティングに関連する著作権法上の問題

(1) エンドユーザがクラウドに指示したことにより行われる複製ないし配信

イ. クラウドプロバイダが複製権等を侵害しているか否かについて

(ウ) まとめ

エンドユーザがクラウドにコンテンツをアップロードし、クラウドからエンドユーザに同コンテンツがダウンロードまたはストリーミング等により配信される場合、複製行為があったことはもちろんであるが、更に、原則として公衆送信行為(送信可能権を含む)についてもあったと評価されると考えられるものの、クラウドプロバイダが利用行為主体として複製権や公衆送信権(送信可能権を含む)を侵害していると評価されることはそれほど多くないと考えられる。

SaaSプロバイダ、PaaSプロバイダ、IaaSプロバイダの順に、利用行為主体として複製権や公衆送信権を侵害していると評価されることは少なくなると考えられる。

## 2 クラウドコンピューティングに関連する著作権法上の問題

### (2)クラウドの内部的な処理として行われる複製

分散技術により、バックアップや性能向上を目的として、自動的にクラウド上に複製されたプログラムやコンテンツが更に複製されることが一般的に行われている。

上記複製行為はバックアップと性能向上のために行われるため、バックアップ等に関連して複製を認めた著作権法第47条の3、4、5、7、8は適用されるか。

## 2 クラウドコンピューティングに関連する著作権法上の問題

### (2) クラウドの内部的な処理として行われる複製

#### ア. 著作権法第47条の3の適用可能性

##### 著作権法第47条の3第1項

プログラムの著作物の複製物の所有者は、自ら当該著作物を電子計算機において利用するために必要と認められる限度において、当該著作物の複製又は翻案(これにより創作した二次的著作物の複製を含む。)をすることができる。

プログラムが記録された媒体の所有者

クラウドプロバイダ

実質的利用者

エンドユーザ



分散のための複製について、本条の適用が受けられる可能性は高くない。

## 2 クラウドコンピューティングに関連する著作権法上の問題

### (2) クラウドの内部的な処理として行われる複製

#### ア. 著作権法第47条の4の適用可能性

##### 著作権法第47条の4

- 1 記録媒体内蔵複製機器(複製の機能を有する機器であつて、その複製を機器に内蔵する記録媒体(以下この条において「内蔵記録媒体」という。)に記録して行うものをいう。次項において同じ。)の保守又は修理を行う場合には、その内蔵記録媒体に記録されている著作物は、必要と認められる限度において、当該内蔵記録媒体以外の記録媒体に一時的に記録し、及び当該保守又は修理の後に、当該内蔵記録媒体に記録することができる。
- 2 記録媒体内蔵複製機器に製造上の欠陥又は販売に至るまでの過程において生じた故障があるためこれを同種の機器と交換する場合には、その内蔵記録媒体に記録されている著作物は、必要と認められる限度において、当該内蔵記録媒体以外の記録媒体に一時的に記録し、及び当該同種の機器の内蔵記録媒体に記録することができる。

分散のための複製は、本条項のいずれの場合にも該当しない



分散のための複製について、本条の適用が受けられる可能性はない。

## 2 クラウドコンピューティングに関連する著作権法上の問題

### (2) クラウドの内部的な処理として行われる複製

#### ア. 著作権法第47条の5の適用可能性

##### 著作権法第47条の5

- 1 自動公衆送信装置等(自動公衆送信装置及び特定送信装置(電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち特定送信(自動公衆送信以外の無線通信又は有線電気通信の送信で政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。))の用に供する部分(第一号において「特定送信用記録媒体」という。))に記録され、又は当該装置に入力される情報の特定送信をする機能を有する装置をいう。)をいう。以下この条において同じ。)を他人の自動公衆送信等(自動公衆送信及び特定送信をいう。以下この条において同じ。)の用に供することを業として行う者は、次の各号に掲げる目的上必要と認められる限度において、当該自動公衆送信装置等により送信可能化等(送信可能化及び特定送信をし得るようにするための行為で政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。)がされた著作物を、当該各号に定める記録媒体に記録することができる。
  - 一 自動公衆送信等の求めが当該自動公衆送信装置等に集中することによる送信の遅滞又は当該自動公衆送信装置等の故障による送信の障害を防止すること 当該送信可能化等に係る公衆送信用記録媒体等(公衆送信用記録媒体及び特定送信用記録媒体をいう。次号において同じ。)以外の記録媒体であつて、当該送信可能化等に係る自動公衆送信等の用に供するためのもの
  - 二 当該送信可能化等に係る公衆送信用記録媒体等に記録された当該著作物の複製物が滅失し、又は毀損した場合の復旧の用に供すること 当該公衆送信用記録媒体等以外の記録媒体(公衆送信用記録媒体等であるものを除く。)
- 2 自動公衆送信装置等を他人の自動公衆送信等の用に供することを業として行う者は、送信可能化等がされた著作物(当該自動公衆送信装置等により送信可能化等がされたものを除く。)の自動公衆送信等を中継するための送信を行う場合には、当該送信後に行われる当該著作物の自動公衆送信等を中継するための送信を効率的に行うために必要と認められる限度において、当該著作物を当該自動公衆送信装置等の記録媒体のうち当該送信の用に供する部分に記録することができる。



分散のための複製は、第1項第2号の複製の場合に該当するものの、複製先の要件を満たさないとして、同条項の適用が受けられない可能性が高い。

## 2 クラウドコンピューティングに関連する著作権法上の問題

### (2) クラウドの内部的な処理として行われる複製

#### ア. 著作権法第47条の7の適用可能性

##### 著作権法第47条の7

著作物は、電子計算機による情報解析(多数の著作物その他の大量の情報から、当該情報を構成する言語、音、影像その他の要素に係る情報を抽出し、比較、分類その他の統計的な解析を行うことをいう。以下この条において同じ。)を行うことを目的とする場合には、必要と認められる限度において、記録媒体への記録又は翻案(これにより創作した二次的著作物の記録を含む。)を行うことができる。ただし、情報解析を行う者の用に供するために作成されたデータベースの著作物については、この限りでない。



コンテンツに関する解析をクラウドで処理している場合、これに伴い行われる分散のための複製は、本条項の適用が認められるものと考えられる。

ロッカー型クラウドサービスのように、何ら情報解析を伴わないクラウドにおける分散のための複製は、本条項の適用が認められない

## 2 クラウドコンピューティングに関連する著作権法上の問題

### (2)クラウドの内部的な処理として行われる複製

#### ア. 著作権法第47条の8の適用可能性

##### 著作権法第47条の8

電子計算機において、著作物を当該著作物の複製物を用いて利用する場合又は無線通信若しくは有線電気通信の送信がされる著作物を当該送信を受信して利用する場合(これらの利用又は当該複製物の使用が著作権を侵害しない場合に限る。)には、当該著作物は、これらの利用のための当該電子計算機による情報処理の過程において、当該情報処理を円滑かつ効率的に行うために必要と認められる限度で、当該電子計算機の記録媒体に記録することができる。

クラウドにおける分散のための複製は、

処理の過程で、バックアップまたは性能向上のために行われる。

クラウド内で処理するためになされるものであり、必要と認められる限度に納まっていると評価される場合が多い。



分散のための複製は、本条項の適用が認められる可能性が高い

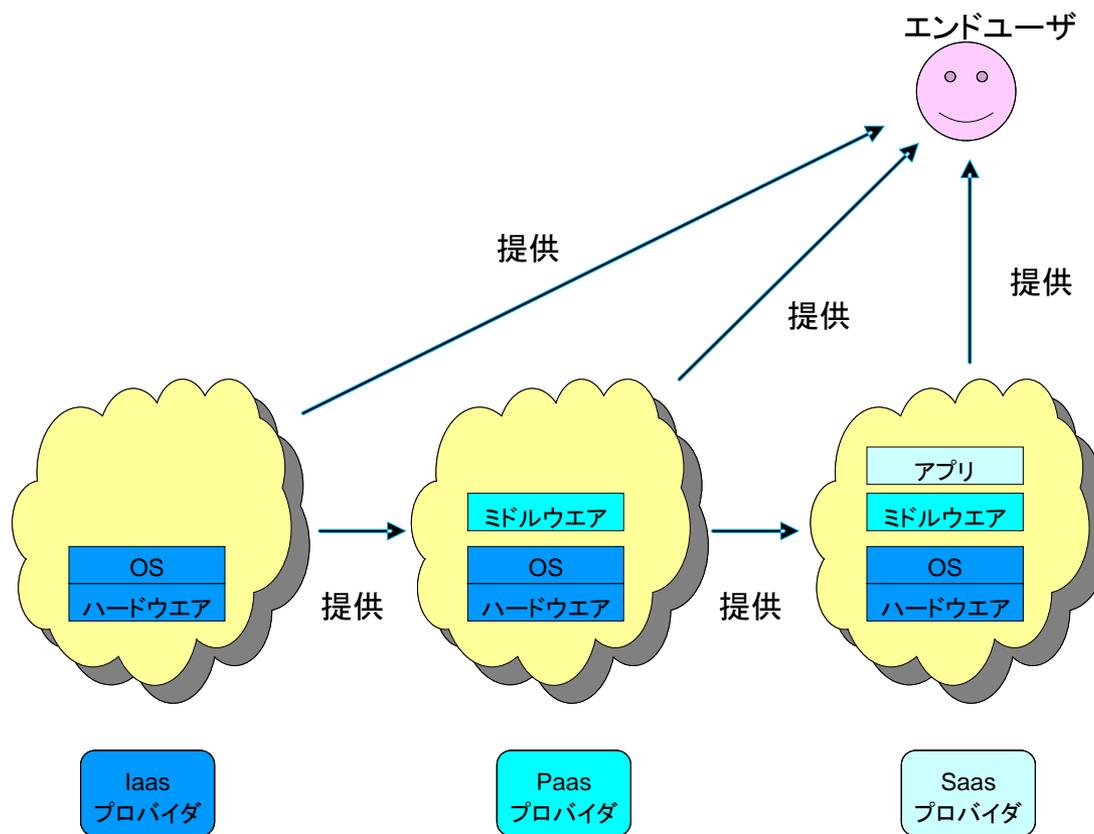
## 2 クラウドコンピューティングに関連する著作権法上の問題

### (3) クラウドの利用とは直接の関係なく行われるクラウド上コンテンツ等の複製

	エンドユーザ	クラウドプロバイダ
30条1項	○	× (私的複製ではない)
47条の3	× (媒体の所有者でない)	○
47条の4	○	○
47条の5	× (他人のために配信サービスを行う者に限定されている)	○
47条の7	○	○
47条の8	× (利用の過程で発生する複製に限定されている)	× (利用の過程で発生する複製に限定されている)

### 3 クラウドコンピューティングに関連する特許法上の問題

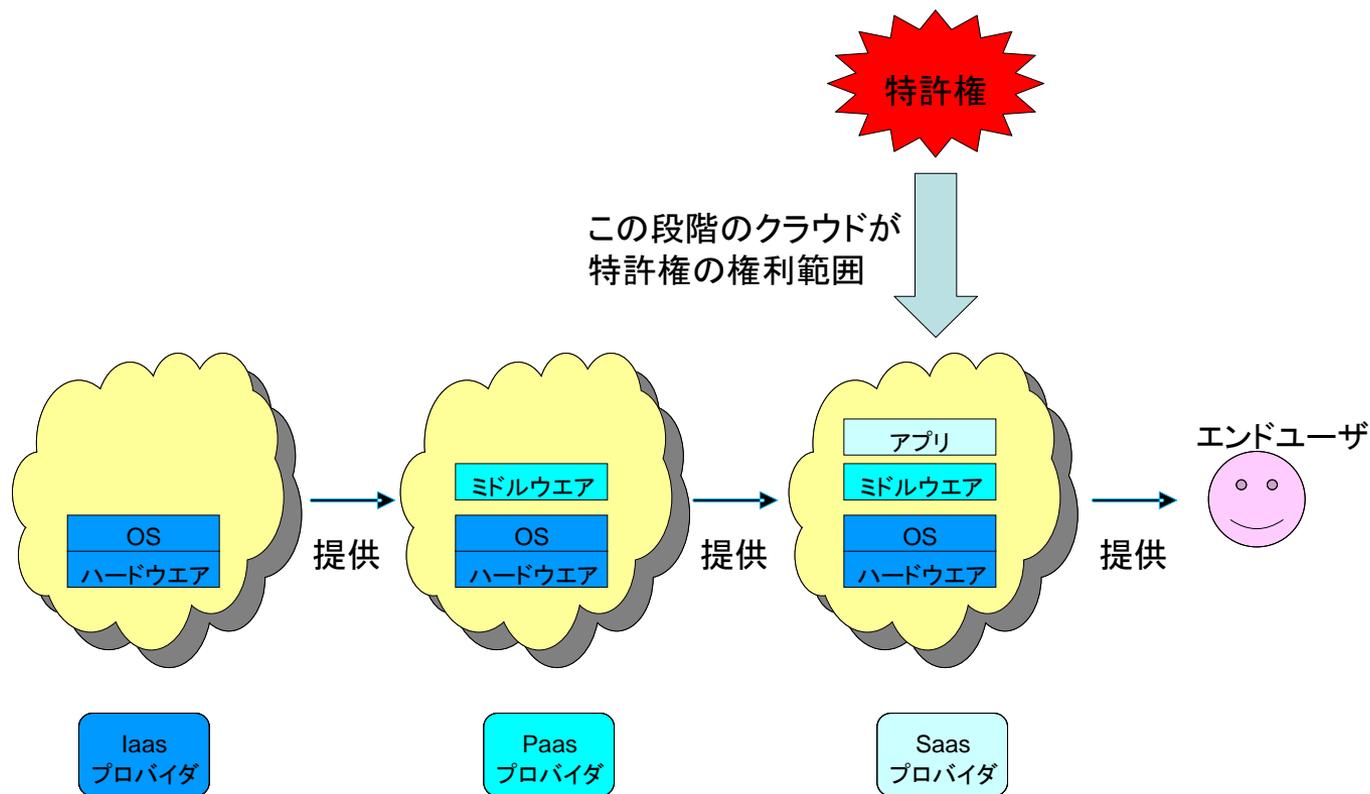
SaaSプロバイダのみでクラウドを構築している場合には当該SaaSプロバイダが責任を負うことに特段の問題はないものの、それ以外の場合には、サービスモデルの重層化に伴い、誰がどのような責任を負うか問題となる。



クラウドの提供のされ方

### 3 クラウドコンピューティングに関連する特許法上の問題

問題となっている特許権が規定している段階以降を提供しているクラウドプロバイダおよび業としてクラウドを利用しているエンドユーザは、それ以前に提供されたリソースを利用してクラウドを構築して利用していると考えられるので、このクラウドプロバイダおよび業として利用しているエンドユーザが、特許権侵害の法的責任を負うべきと考えられる。

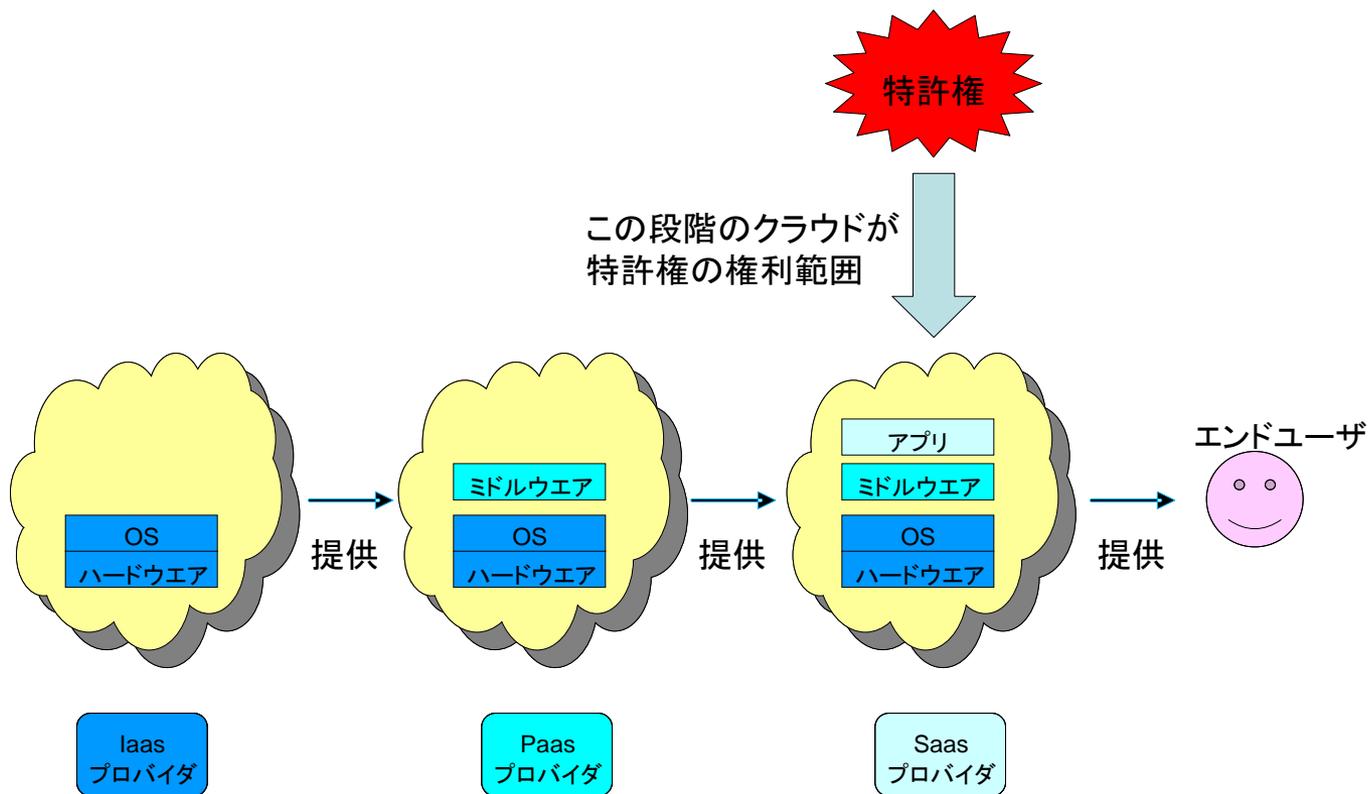


クラウドが特許権の権利範囲に属している例

### 3 クラウドコンピューティングに関連する特許法上の問題

問題となっている特許権が規定している段階以前のプロバイダであっても、提供しているものが特許法第101条に規定する間接侵害に該当する場合であれば、同様に特許権侵害の責任を負う。

ただし、クラウドプロバイダに間接侵害が成立することは極めて限定的な場合に限られると考えられる。



クラウドが特許権の権利範囲に属している例

おわりに